

茨木市大腸がん検診事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、大腸がん検診を実施することにより、がんの早期発見及び早期治療を促進し、もって市民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2 大腸がん検診の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 受診する日の属する年度において、40歳以上になる者
- (3) 受診する日の属する年度において、大腸がん検診の受診歴のない者
- (4) 受診する日において、大腸がんの治療を受けていない者

(検診の実施方法)

第3 大腸がん検診は、次の各号に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 市長が指定する医療機関において実施する個別検診
- (2) 茨木市保健医療センター内において実施する集団検診
- (3) 市内公共施設等において実施する巡回検診

2 大腸がん検診の結果は、次の各号に掲げる検診の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該検診を受診した者に通知するものとする。また、各号の場合において、当該検診を行った医療機関、茨木市保健医療センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）又は市長は、必要に応じて精密検査の受診勧奨を行うものとする。

- (1) 個別検診 大腸がん検診を行った医療機関が通知する方法
- (2) 集団検診 指定管理者が通知する方法
- (3) 巡回検診 大腸がん検診を行った医療機関又は市長が通知する方法

(大腸がん検診の内容)

第4 大腸がん検診の内容は、問診及び便潜血反応検査とする。

(受診料等)

第5 大腸がん検診を受診しようとする者は、次の各号に掲げる検診の区分に応じ、当該各号に定める受診料又は利用料金を納付しなければならない。

- (1) 個別検診 受診する医療機関への受診料
- (2) 集団検診 指定管理者への利用料金
- (3) 巡回検診 市長への受診料

2 前項の受診料又は利用料金の額は、第1号から第4号までに掲げる者にあつては

無料とし、第5号に掲げる者にあつては300円とする。

- (1) 受診時において70歳以上の者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (5) 前各号に掲げる者以外の者
（指定管理者が行う業務）

第6 指定管理者が行う業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 集団検診
- (2) その他大腸がん検診の実施に必要な業務のうち、市長が指定するもの
（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、大腸がん検診について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
（利用料金の償還払い）
- 2 平成23年6月1日から平成24年3月31日までの間において、茨木市がん検診推進事業実施要綱（平成21年9月1日実施）に定める大腸がん検診の対象となっている者のうち、平成23年4月1日以降にこの要綱に基づき大腸がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第4の利用料金の償還払いの申請をすることができる。
- 3 平成24年6月1日から平成25年3月31日までの間において、茨木市がん検診推進事業実施要綱に定める大腸がん検診の対象となっている者のうち、平成24年4月1日以後にこの要綱に基づき大腸がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第4の利用料金の償還払いの申請をすることができる。
- 4 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間において、茨木市がん検診推進事業実施要綱に定める大腸がん検診の対象となっている者のうち、平成25年4月1日以後にこの要綱に基づき大腸がん検診を受診した者については、指定管理者が定

める手続により、既に納付した第4の利用料金の償還払いの申請をすることができる。

- 5 平成26年6月1日以後において、茨木市がん検診推進事業実施要綱の規程により大腸がん検診に係るクーポン券及び受診案内の送付を受けた者のうち、当該年度にこの要綱に基づき大腸がん検診を受診した者については、指定管理者が定める手続により、既に納付した第4の利用料金の償還払いの申請をすることができる。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。